

会員各位

働き方改革の取り組みに係るセミナー (時間外労働の上限規制と有給休暇5日取得義務等について)の開催について

いつも大変お世話になっております。東京労働局労働基準部監督課が主催するセミナー(無料)開催のご案内がきましたのでお送りいたします。東京労働局からのご案内は以下の通りです。

平成31年4月1日から改正労働基準法が施行され、大企業を対象に時間外・休日労働時間の上限が規定され(中小企業では令和2年4月1日施行)、また、全企業を対象に年次有給休暇の年5日の取得義務化が規定されたことから、事業主の方におかれましては、それらの遵守に向けた取り組みを行うことが必要な状況となっています。

現在、東京労働局及び各労働基準監督署では、事業主の方(ご担当者)を対象に、改正労働基準法を正しく御理解いただき遵守に向けた取り組みを行っていただけるよう改正労働基準法に関する説明会を実施しています。つきましては、つきましては、この度、一般社団法人日本書籍出版協会の御協力の下、下記の日時・場所においてセミナーを開催することと致しましたので、御参加いただくようお願い申し上げます。

記

【働き方改革の取り組みに係るセミナー】

日 時：10月8日 午前10時00分から12時00分

場 所：住友不動産ベルサール飯田橋 ROOM1

【住所：千代田区飯田橋3-8-5】 (JR飯田橋駅徒歩1分)

説明者：東京労働局 労働基準部 監督課

定 員：100名(先着順)

【お申込み方法】

下記 URL に入力いただくか、FAX にて御社名、御名前、E-mail を返信ください。(締切 9 月 30 日(月))

<https://forms.gle/xdZip4WrvueYRMzk9> (書協ウェブサイトにも掲載 www.jbpa.or.jp)

○10月8日開催 働き方改革の取り組みに係るセミナー

FAX：03-6811-0959(書協行き)

御社名	御名前	E-mail

【本件問い合わせ】

(一社) 日本書籍出版協会 宮本 TEL03 - 6273 - 7061